

令和8年度 融資の概要 (利率：令和8年4月1日現在)

資金の種類		資金のつかいみち	融資対象者	限度額	融資期間 (据置期間)	利率	信用保証料率	申込窓口及び取扱い金融機関
中小企業設備資金		機械・設備の設置、店舗等の増改築など (市内に設置するもの。土地購入資金は、対象外)	中小企業者及び中小企業団体	1企業 年度間 3,000万円 1団体 1億円	5年以内 (1年以内) 10年以内 (1年以内) 15年以内 (1年以内)	年利1.8% 年利2.0% 年利2.3%	保証付き 1.71%以内	市内に本・支店を有する銀行、信用金庫
中小企業運転資金		原材料、商品仕入など	中小企業者及び中小企業団体	1回 1,000万円	5年以内 (1年以内)	年利1.8%	保証付き 1.71%以内	市内に本・支店を有する銀行、信用金庫
ゼロカーボン推進資金		カーボンニュートラルに資する設備資金 (市内に設置するもの。土地購入資金は対象外)	中小企業者及び中小企業団体	1企業 年度間 3,000万円	15年以内 (2年以内)	5年以内 年利1.3% 10年以内 年利1.5% 15年以内 年利1.8%	保証付き 1.71%以内	市内に本・支店を有する銀行、信用金庫
季節経営安定資金		夏季又は年末年始における原材料、商品仕入など	中小企業者	1企業 1,000万円	夏季6/1~10/30 (申込期間5/1~7/31) 年末年始11/2~5/31 (申込期間10/1~12/30) 月賦又は期日一括返済	保証付き1.3% 保証付きなし1.7%	必要に応じて 1.9%以内	足利銀行、栃木銀行、群馬銀行、鳥山信用金庫、 鹿沼相互信用金庫、栃木信用金庫
緊急景気対策特別資金		原材料、商品仕入など	景気低迷により最近3か月間又は6か月間の売上高、販売数量、月平均売上総利益率又は月平均営業利益率が前々年又は前年同期の売上高、販売数量、月平均売上総利益率又は月平均営業利益率に比較して3%以上減少した中小企業者 ※支店の場合は市内の売上高等	1企業 年度間 運転資金 3,000万円	7年以内 (1年以内)	5年以内 年利1.4% 7年以内 年利1.5%	保証付き 1.71%以内	市内に本・支店を有する銀行、信用金庫
緊急災害対策特別資金		事業の再建に必要な運転資金・設備資金	融資の申請前1年以内に、自然災害により直接被害を受けた中小企業者 ※市の発行する罹災証明書又は被災証明書を添付することが要件	1企業 年度間 運転資金・設備資金 3,000万円	10年以内 (1年以内)	7年以内 年利1.4% 10年以内 年利1.5%	保証付き 1.71%以内	市内に本・支店を有する銀行、信用金庫
経営安定化借換資金		既に借り入れている資金 (中小企業運転資金等)のうち運転資金の借換えに係る運転資金及び新たに借り入れる運転資金	中小企業者及び中小企業団体	1企業・1団体 運転資金 3,000万円	5年以内 (1年以内) 7年以内 (1年以内) 10年以内 (1年以内)	年利1.9% 年利2.0% 年利2.2%	保証付き 1.71%以内	市内に本・支店を有する銀行、信用金庫
新型コロナウイルス感染症対策特別資金 (借換型)		借換資金	下記のいずれにも該当する者 1. 令和9年3月31日までに本融資の申込みをした者 2. 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新型コロナウイルス感染症対策特別資金の融資を受けた者	1企業 年度間 3,000万円 (申込み時残債額が上限)	10年以内 (3年以内)	年利1.4%	保証付き 1.71%以内	市内に本・支店を有する銀行、信用金庫
原油価格・物価高騰対策特別資金		運転資金 (原材料、商品仕入れなど)	原油価格・物価高騰等の影響により最近3か月間又は6か月間の売上高、販売数量、月平均売上総利益率又は月平均営業利益率が前々年又は前年同期の売上高、販売数量、月平均売上総利益率又は月平均営業利益率に比較して3%以上減少した中小企業者 ※支店の場合は市内の売上高等	1企業 年度間 3,000万円	7年以内 (1年以内)	5年以内 年利1.0% 7年以内 年利1.1%	保証付き 1.71%以内	市内に本・支店を有する銀行、信用金庫
原油価格・物価高騰対策特別資金 (借換型)		借換資金	下記のいずれにも該当する者 1. 令和9年3月31日までに本融資の申込みをした者 2. 令和5年1月4日から令和8年3月31日までの間に原油価格・物価高騰対策特別資金の融資を受けた者	1企業 年度間 3,000万円 (申込み時残債額が上限)	10年以内 (3年以内)	年利1.5%	保証付き 1.71%以内	市内に本・支店を有する銀行、信用金庫
耐震・免震・制震対策資金		事業所の耐震・免震・制震関連工事の防災対策を行うための運転資金および設備資金	中小企業者及び中小企業団体	1企業・1団体 年度間 設備資金 3,000万円 運転資金 300万円	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年利1.5%	保証付き 1.71%以内	市内に本・支店を有する銀行、信用金庫
大谷地区活性化資金		大谷地区の振興や活性化を図る用途	市長の事業認定を受けた中小企業者及び中小企業団体	1企業 設備資金 5,000万円 (所要経費の80%以内) 運転資金 1,000万円 1団体 設備資金 1億円 (所要経費の80%以内) 運転資金 1億円 ※運転資金は設備を伴う場合のみ	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 7年以内 (1年以内)	年利1.5%	保証付き 1.71%以内	市長の事業認定を受けた後、市内に本・支店を有する銀行、信用金庫
まちづくり貢献企業支援資金		機械、設備の設置や商品仕入など	市の宇都宮まちづくり貢献企業認証を受けた中小企業者	1企業 設備資金 2,000万円 運転資金 1,000万円	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 7年以内 (1年以内)	年利1.5%	保証付き 1.71%以内	市の企業認証を受けた後、市内に本・支店を有する銀行、信用金庫
小規模企業支援資金		機械、設備の設置や商品仕入など	小規模企業者 (注1)	1企業 2,000万円 ※限度額は保証付融資残高と合算したもの	設備資金 5年以内 (1年以内) 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	5年以内 年利1.8% 10年以内 年利2.0%	保証付き 1.98%以内	市内に本・支店を有する銀行、信用金庫
街づくり活性化 創業資金	一般創業資金	創業や事業転換等の用途 ※新事業創出資金との併用不可	創業者及び中小企業者 (注2)	1企業 設備資金 1,000万円 (所要経費の80%以内) 運転資金 1,000万円 併用は2,000万円まで	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	5年以内 年利1.8% 7年以内 年利1.9%	保証付き 1.71%以内	市内に本・支店を有する銀行、信用金庫
	新事業創出資金	創業や分社化の用途 ※一般創業資金との併用不可	創業者及び中小企業者 (注3)	1企業 設備資金 1,000万円 (所要経費の80%以内) 運転資金 1,000万円 併用は2,000万円まで	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	5年以内 年利1.8% 7年以内 年利1.9%	保証付き 1.71%以内	

◆融資申込資格

〔下記条件を満たした左表の融資対象者が該当します。
なお、各種資金の返済方法は分割とします（季節経営安定資金は除く）。〕

宇都宮市内に住所及び事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営んでいる中小企業者及び協同組合等（法人にあっては市内での商業登記を、個人にあっては市内での住民登録をそれぞれ1年以上前から行っていること。）で、返済能力の確実な方（街づくり活性化創業資金及び緊急災害対策特別資金は除く。）

※（注1）小規模企業支援資金

上記条件のほか、従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下）の方

※（注2）街づくり活性化創業資金（一般創業資金）

市内に1年以上居住している方又は中小企業者で次のいずれかに該当する方

- (1) 同一業種の企業に5年間以上勤務している従業員（創業のため退職して1年未満の方を含む。）で、その技術、経験を活かして市内で創業しようとする方
- (2) 法律に基づく資格を有し、その資格を活かして市内で創業しようとする方
- (3) 市内で新たに事業を開始した中小企業者で1年未満の方
- (4) 事業転換又は新分野に進出を図る中小企業者で、市内に1年以上事業所を有し、同一事業を1年以上営んでいる方

※（注3）街づくり活性化創業資金（新事業創出資金）

(1) 市内に居住する事業を営んでいない方で、借入金額の1/3以上の自己資金を有し、次のいずれかに該当する方

ア 1か月以内に市内で新たに事業を開始する具体的な計画を有する方

イ 2か月以内に市内に新たに会社を設立し、当該会社が市内で事業を開始する具体的な計画を有する方

(2) 経営資源を活かし、分社化（事業の全部又は一部を継続しつつ、市内に新たに法人を設立し、当該法人が市内で事業を開始する具体的な計画を有すること。）しようとする中小企業者（法人）で、市内に1年以上事業所を有し、同一事業を1年以上営んでいる方

◆中小企業者の範囲

中小企業者とは、企業規模（資本金・従業員数のいずれか）が、下表の範囲内にある個人及び会社です。

業種	製造・建設 運輸業・その他	卸売業	小売業・飲食業	サービス業 ソフトウェア業・ 情報処理サービス業など	旅館業
企業規模					
資本金	3億円以下	1億円以下	5,000万円以下	5,000万円以下 (3億円以下)	5,000万円以下
従業員数	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下 (300人以下)	200人以下

※ゴム製品製造業（一部業態を除く。）は、従業員900人以下

◆信用保証料の補助制度

本市事業資金は保証協会の保証付きを原則とするため、左表のと通りの信用保証料を負担していただくこととなりますが、保証料の補助制度があります。

対象となる資金	申込金額	補助回数	補助割合
中小企業設備資金、緊急景気対策特別資金、緊急災害対策特別資金、ゼロカーボン推進資金、街づくり活性化創業資金	1,000万円以内	年度内1回限り	100%
中小企業運転資金、小規模企業支援資金	1,000万円以内	申込みの都度	100%
新型コロナウイルス感染症対策特別資金（借換型）、原油価格・物価高騰対策特別資金、原油価格・物価高騰対策特別資金（借換型）	年度内累計 申込金額 1,000万円以内		100%
耐震・免震・制震対策資金、天谷地区活性化資金、まちづくり貢献企業支援資金	2,000万円以内	申込みの都度	100%
経営安定化借換資金	3,000万円以内	申込みの都度	保証料の 1/3の額

〈その他〉

※保証人が必要となる場合があります。

※信用保証料率は、栃木県信用保証協会の審査により決定されます。

※信用保証付きでセーフティネットを利用する場合は0.8%、東日本大震災復興緊急保証を利用する場合は0.7%になります。

◆添付書類

添付書類	資金名	設備	運転	カーボン	季節経営安定	緊急景気対策特別	緊急災害対策特別	経営安定化借換	コロナ借換	物価高	物価高借換	耐震・免震・制震対策			大谷地区活性化	まちづくり貢献企業支援	小規模企業支援	街づくり活性化創業		
												耐震対策	免震・制震対策	事業継続計画関連				一般創業	新事業	
市税完納証明書（原本）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
決算書1期分（写）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
見積書		○		○			○ (設備のみ)					○ (設備のみ)	○ (設備のみ)	○ (設備のみ)	○ (設備のみ)	○ (設備のみ)	○ (設備のみ)	○ (設備のみ)	○ (設備のみ)	○ (設備のみ)
カタログまたは平面図		○		○			○ (設備のみ)					○ (設備のみ)	○ (設備のみ)	○ (設備のみ)	○ (設備のみ)	○ (設備のみ)	○ (設備のみ)	○ (設備のみ)	○ (設備のみ)	○ (設備のみ)
新規事業計画書																		○		
営業（所在地）証明書または商業登記簿登記事項証明書（原本）																		○	○	○
事業着手を証明できる書類【商品発注書、注文書、受注工事明細書等】（写）																		○		
創業計画書																				○
自己資金を証明する書類（写）																				○ (創業者のみ)
営業状況調書						○				○		○								
借換計画書								○	○		○									
借換金融資産高確認書								○												
認定書														○						
宇都宮まちづくり貢献企業認定書（写）															○					
保証付融資高確認書														○	○	○				
罹災証明書又は被災証明書							○													
耐震・免震・制震計画書												○	○	○						
不動産登記事項証明書（建物）												○ (設備のみ)								
耐震補強計画報告書（判定書）												○ (設備のみ)								
診断結果及び計画の概要書												○ (設備のみ)								
設計図書												○ (設備のみ)	○ (設備のみ)							
事業継続計画書																				○ (設備のみ)
その他	1. 建築物確認済証（写） 2. 受注工事明細書 3. 許認可証等（写） 4. 非風俗営業宣誓書 5. 雇用証明書 6. 資格を有することの証明書（写） 7. 保証書（写） ※「事業継続計画関連（設備資金）」については、「耐震対策（設備資金）」「免震・制震対策（設備資金）」と同様の書類が必要。 ※認定書については、事前に商工振興課へお問い合わせください。 ※市指定の様式はホームページからダウンロードできます。（ https://www.city.utsunomiya.lg.jp/shisei/service/shinseisho/shokoshinko/1010867.html ） トップページ「市政情報」⇒「便利な機能」⇒「申請書・届出書」⇒「商工振興課（商業など）」⇒「各種申請書・届出書一覧（商業など）」 ※申請内容・状況に応じて上記以外の資料についても、提出をお願いする場合がございます。																			